



厚生労働省福島労働局発表
平成23年4月11日

※地震関連第49報

担
当

福島労働局雇用均等室
雇用均等室長 熊倉 澄子
地方機会均等指導官 加茂 多佳子
電話 024-536-4609

東日本大震災に伴う雇用均等特別相談窓口の設置について

福島労働局（局長 絹谷 國雄）は、東日本大震災により被害を受けた労働者からの産前産後休業及び育児休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いや性別を理由とする解雇その他の差別的取扱いに係る相談、母性健康管理に係る相談の増加が懸念されることから別添のとおり雇用均等特別相談窓口を当局雇用均等室に設置し、労働者等からの相談に対応します。

記

○ 雇用均等特別相談窓口

電話番号 024-536-4609

所在地 福島労働局雇用均等室

福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

相談受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※ 上記の時間以外に相談をされたい方は下記をご利用ください。

① 福島労働局被災者ホットライン

0120-536-088（フリーダイヤル：携帯可）

相談受付時間 午前9時から午後4時まで（土日祝日含む）

② 仕事応援ダイヤル

0120-07-4864（フリーダイヤル：携帯不可）

0570-07-4864（携帯電話可。通話料有料）

相談受付時間 平日の午後5時から午後8時まで

土曜日の午前10時から午後6時まで

東日本大震災に伴う雇用均等特別相談窓口のご案内

妊娠・出産、育児休業、性別を理由とした解雇 などの相談窓口を開設しました。

～ 例えばこんな場合はご相談ください ～

- 妊娠で体調がすぐれず仕事を休んでいたところ、会社から災害後で忙しいので出勤するよう命じられた。
- 産休中に地震に遭ったところ、そのまま退職するように言われた。
- 育児休業中に地震で会社が休業してしまったが、このまま休んでいて不利にならないか。
- 子どもが怪我をして世話が必要になったため、仕事を休みたい。
- 震災で事業縮小のため人員整理することになったが、女性だけが退職勧奨されている。

◆ 相談窓口

福島労働局雇用均等室

福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

TEL 024-536-4609

◆ 相談受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※ 上記の時間以外に相談をされたい方は下記をご利用ください。

①福島労働局被災者ホットライン

0120-536-088(フリーダイヤル:携帯可)

相談受付時間 午前9時から午後4時まで(土・日、祝日含む)

② 仕事応援ダイヤル

0120-07-4864(フリーダイヤル:携帯不可)

0570-07-4864(携帯電話可。通話料有料)

相談受付時間 平日の午後5時から午後8時まで

土曜日の午前10時から午後6時まで